

旭川市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する「居宅介護住宅改修費」及び法第57条第1項に規定する「介護予防住宅改修費」（以下「住宅改修費」という。）の支給を受けようとする居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）が、工事施工事業者（以下「事業者」という。）に対し住宅改修費の給付金の受領に関する一切の権限（以下「受領権」という。）について委任契約し、法及び関係法令等（通知・通達等含む。）（以下「法等」という。）に基づく費用のうち、給付割合に応じた給付金額又は支給限度額を除いた額（以下「本人負担分」という。）のみを事業者に支払い、当該給付金については市長が事業者に対し支払うこと（以下「受領委任払」という。）により、被保険者の保健医療サービス及び福祉サービスを確保し、もってその生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

（受領の委任）

第2条 被保険者は住宅改修費の支給を受けようとする場合は、当該給付金の受領権について次条第2項に規定する事業者に委任することができる。

2 市長は、住宅改修費の支給申請において前項の委任があった場合は、当該給付金を被保険者が委任した事業者に対し支払うものとする。

（受領委任払制度取扱い開始の申請）

第3条 受領委任払制度を取り扱おうとする事業者は、あらかじめ「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払制度取扱開始申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請のあった事業者を住宅改修費受領委任払制度取扱事業者（以下「登録事業者」という。）として登録した場合は、「受領委任払制度取扱事業者決定通知書（以下「登録事業者通知書」という。）」により通知するものとする。

（受領委任払制度取扱い変更の申請）

第4条 登録事業者は、前条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払制度取扱変更申請書」（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請のあった登録事業者の登録内容を変更した場合は、登録事業者通知書により通知するものとする。

（受領委任払制度取扱い廃止の申請）

第5条 登録事業者は、受領委任払制度の取扱いを取りやめるときには、速やかに「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払制度取扱廃止申請書」（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請のあった登録事業者の登録を抹消した場合は、登録事業者通知書により通知するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録事業者の有効登録期間は、第3条第1項の規定による申請を行った日の属する月の初日から、前条第1項の規定による申請を行った日の属する月の末日までとする。

（登録の取消し及び制限）

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、本登録の取消しを行い、また、認めた日の翌日から起算して1年間を限度として当該事業者に対し受領委任払制度の取扱いを認めないものとする。

- (1) 法等に違反した場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 受領委任払制度を利用して不正又は不当に給付金を請求又は受給した場合
- (4) その他市長が登録事業者を受領委任払制度取扱事業者として取り扱うことが不適当であると認める事実・行為等があった場合

2 市長は、前項に定める取消しを行った場合は、登録事業者通知書により通知するものとする。

（受領委任払制度利用対象者）

第8条 受領委任払制度を利用できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 旭川市介護保険の被保険者である者
- (2) 改修工事の内容が、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類（平成11年厚生省告示第95号）に規定する住宅改修（以下「特定工事」という。）である者
- (3) 法第66条第1項に規定する介護保険料滞納による支払方法の変更の処分を受けていない者及び法第67条第1項に規定する介護保険料滞納による保険給付の支払の一時差止の処分を受けていない者
- (4) 住宅改修費の給付金の受領権について事業者に委任する者

2 事業者は特定工事を行おうとするときは、事前に前項各号の全てに該当することを被保険者証等により確認するとともに、該当しない者に対しては受領委任払制度を適用させて特定工事を行ってはならない。

（適用除外）

第9条 被保険者が自ら材料等を購入し、自ら施工する場合は受領委任払制度の適用から除外するものとする。

（受領委任払申請の手順）

第10条 事業者は、受領委任払制度を利用しようとする者が第8条第1項各号の規定に該当することを確認しなければならない。

- 2 被保険者は、受領権について委任状（様式第3号）を用いて事業者に委任するものとする。ただし、受任者は第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づく申請の内容と一致するものに限る。
- 3 住宅改修費の支給を受けようとする被保険者は、あらかじめ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第75条第1項第1号から第4号まで及び施行規則第94条第1項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第2号）（以下「支給申請書」という。）に、市長が必要と認める書類及び前項に規定する委任状（以下「必要書類」という。）を添付して市長に申請しなければならない。ただし、支給申請書及び必要書類の提出は被保険者のほか、被保険者の家族、事業者及び介護支援専門員等でも差し支えないものとする。
- 4 特定工事を行おうとする住宅の所有者が当該被保険者以外の場合は、施行規則第75条第3項及び施行規則第94条第3項に規定する当該住宅の所有者が当該特定工事を行うことについて承諾したことが確認できる書類を支給申請書に添付しなければならない。
- 5 事業者は、第10条第3項に規定する申請に基づく特定工事等を被保険者の確認のもと完了するとともに、施行規則第75条第1項第2号及び施行規則第94条第1項第2号に規定する見積り金額のうち、本人負担分の請求書を発行し、領収確認後、当該被保険者名義の領収証を発行しなければならない。ただし、見積り金額と実際の工事に要した費用に差異がある場合は、事業者は、実際の工事に要した費用の内訳書を作成するとともに当該内訳書の金額のうち、本人負担分の請求書を発行し、領収確認後、当該被保険者名義の領収証を発行すること。
- 6 事業者は、発行する領収証に本人負担分領収金額のほか、前項に規定する見積り金額又は見積り金額と実際の工事に要した費用に差異がある場合は実際の工事に要した費用の全額を記載しなければならない。
- 7 被保険者は、第10条第3項に規定する申請に基づく特定工事等が完了したことを確認し、第10条第5項に規定する領収証を受取った後に、施行規則第75条第1項第5号から第7号まで及び施行規則第94条第1項第5号から第7号までに掲げる書類（以下「工事完了届等」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、工事完了届等の提出は被保険者のほか、被保険者の家族、事業者及び介護支援専門員等でも差し支えないものとする。
- 8 事業者は、領収した被保険者の本人負担分に過不足が生じる場合は、速やかに本人負担額の追加徴収又は払戻しを当該被保険者との間で行い、改めて正しい領収証を発行し、当該領収証を市長に提出しなければならない。
- 9 市長は、提出された工事完了届等を受理した後、法等に基づき審査し、決定通知文書を当該被保険者及び当該事業者に対し発行するとともに、支給決定の場合は、給付金を第3条第1項又は第4条第1項の規定による申請書に記載の預金口座に振り込むものとする。

（照会及び指示対応）

第11条 被保険者、被保険者の家族、事業者及び介護支援専門員等は、住宅改修費の支給申請に関して市長による事情説明、書類の作成又は提出等の指示があった場合は、速やかに誠意をもってこれに従うものとする。

（債権者の変更）

第12条 死亡等により債権者に変更となる場合の変更後の債権者は、当初の債権者との関係性を明確にし、住宅改修費の給付金の受領権について、改めて委任状を用いて事業者に委任しなければならない。

（守秘義務）

第13条 事業者及び介護支援専門員等は、本事業を通じて知り得た被保険者のいかなる情報等を漏らしてはならない。

（再委任の禁止）

第14条 事業者は、受領委任払制度に関するいかなる権利及び権限も第三者に委任してはならない。

（公平及び公正なサービス提供）

第15条 事業者は、特定工事を行おうとするときは、他の被保険者との公平性及び公正性を確保しなければならない。

（被保険者との紛争）

第16条 本人負担分の徴収等、事業者又は介護支援専門員等と被保険者との間に生じたいかなる紛争についても、市長は一切の責めを負わない。

（強制の禁止）

- 第17条 事業者及び介護支援専門員等は、特定工事を行う意思のない者に対し、工事を強制してはならない。
- 2 事業者及び介護支援専門員等は、改修にかかる費用の全額を支払った後に法等に基づき算出した給付を受ける手法である償還払いによる住宅改修費の支給を受けようとする者に対し、受領委任払制度を強制してはならない。

（不正又は不当に受給した給付金の返還）

第18条 市長は、被保険者、被保険者の家族、事業者及び介護支援専門員等が、偽りその他不正又は不当な手段により給付金を受給した場合は、第10条第9項の規定にかかわらず、当該受給者に対し、直ちに給付金を返還させることがある。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 市長は、本要綱の施行日前においても、第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項に規定する申請の受理に関し、必要な手続を行うことができる。ただし、登録情報の有効期日は施行日からとする。